

岩手県医療局管理規程第4号

医療局代決専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月30日

岩手県医療局長 法 貴 敬

医療局代決専決規程の一部を改正する規程

医療局代決専決規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																						
<p>(代決)</p> <p>第3条  決裁権者が不在のときは、第1号、第2号又は第3号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決し、決裁権者、第1順位者及び第2順位者が不在のときは、当該区分に従い第3順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">決裁権者</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">代決権者</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">第1順位者</th> <th style="text-align: center;">第2順位者</th> <th style="text-align: center;">第3順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">システム管理室長、経営改革監又は医師対策監</td> <td style="text-align: center;">病院改革室長又はシステム管理室長があらかじめ指定する<u>吏員</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">担当課長又は特命課長</td> <td style="text-align: center;">総括課長があらかじめ指定する<u>吏員</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(総括課長等共通専決事項)</p> <p>第7条  本庁の総括課長、システム管理室長、経営改革監及び医師対策監の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 担当課長、特命課長、薬事指導監、臨床検査指導監、看護指導監、<u>栄養指導監及び情報技術専門監</u>の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。</p> <p>(5) 担当課長、特命課長、薬事指導監、臨床検査指導監、看護指導監、<u>栄養指導監及び情報技術専門監</u>の休暇その他の服務並びに職員の服務に関すること。</p> <p>(6)～(15) [略]</p>	決裁権者	代決権者			第1順位者	第2順位者	第3順位者	[略]				システム管理室長、経営改革監又は医師対策監	病院改革室長又はシステム管理室長があらかじめ指定する <u>吏員</u>			担当課長又は特命課長	総括課長があらかじめ指定する <u>吏員</u>			<p>(代決)</p> <p>第3条  決裁権者が不在のときは、第1号、第2号又は第3号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決し、決裁権者、第1順位者及び第2順位者が不在のときは、当該区分に従い第3順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">決裁権者</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">代決権者</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">第1順位者</th> <th style="text-align: center;">第2順位者</th> <th style="text-align: center;">第3順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">システム管理室長、経営改革監又は医師対策監</td> <td style="text-align: center;">病院改革室長又はシステム管理室長があらかじめ指定する<u>職員</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">担当課長又は特命課長</td> <td style="text-align: center;">総括課長があらかじめ指定する<u>職員</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(総括課長等共通専決事項)</p> <p>第7条  本庁の総括課長、システム管理室長、経営改革監及び医師対策監の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 担当課長、特命課長、薬事指導監、臨床検査指導監、看護指導監及び<u>栄養指導監</u>の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。</p> <p>(5) 担当課長、特命課長、薬事指導監、臨床検査指導監、看護指導監及び<u>栄養指導監</u>の休暇その他の服務並びに職員の服務に関すること。</p> <p>(6)～(15) [略]</p>	決裁権者	代決権者			第1順位者	第2順位者	第3順位者	[略]				システム管理室長、経営改革監又は医師対策監	病院改革室長又はシステム管理室長があらかじめ指定する <u>職員</u>			担当課長又は特命課長	総括課長があらかじめ指定する <u>職員</u>		
決裁権者		代決権者																																					
	第1順位者	第2順位者	第3順位者																																				
[略]																																							
システム管理室長、経営改革監又は医師対策監	病院改革室長又はシステム管理室長があらかじめ指定する <u>吏員</u>																																						
担当課長又は特命課長	総括課長があらかじめ指定する <u>吏員</u>																																						
決裁権者	代決権者																																						
	第1順位者	第2順位者	第3順位者																																				
[略]																																							
システム管理室長、経営改革監又は医師対策監	病院改革室長又はシステム管理室長があらかじめ指定する <u>職員</u>																																						
担当課長又は特命課長	総括課長があらかじめ指定する <u>職員</u>																																						

<p>(病院の長の専決事項)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(事務局長の専決事項)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(病院の長の専決事項)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、中央病院附属大迫地域診療センターに係る第1項(次条に掲げる事項を除く。)及び前項に掲げる事項は、北上病院長が専決することができる。</u></p> <p>(事務局長の専決事項)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>前3項の規定にかかわらず、中央病院附属大迫地域診療センターに係る第1項(前条に掲げる事項を除く。)及び前2項に掲げる事項は、北上病院の事務局長が専決することができる。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。